

官民競争入札等監理委員会
第228回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第228回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成31年3月8日（金）9:56～11:03

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会
2. 評価（案）について
 - （独）中小企業基盤整備機構／情報化ネットワークシステム運用管理業務
3. 「標準委託仕様書等を活用した東京都日野市の参考事例」について
4. 実施要項指針（標準例）、終了プロセス及び新プロセス運用指針の改正報告について
5. 事業評価に係る審議の諮り方について【非公開】
6. 閉 会

○稲生委員長 それでは、定刻より少し早いのですが、皆さんおそろいでございますので、第228回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきたいと存じます。

本日は、議事次第のとおり、2から5までご議論いただきたいと思います。このうち、議題5につきましては、本委員会運営規則第5条の規定に基づきまして会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することといたしたいと思っております。

それでは、議事次第2の「評価（案）」につきまして、1件のご審議をいただきたいと思います。評価（案）については、事業主体からの実施状況報告に基づき、総務省が評価案を作成し、入札監理小委員会で審議を行いました。

それでは、「独立行政法人中小企業基盤整備機構／情報化ネットワークシステム運用管理業務」について、事務局から説明をお願いします。

○清水谷企画官 それでは、資料1をごらんいただきたいと思います。「中小企業基盤整備機構／情報化ネットワークシステム運用管理業務」の評価について（案）というものであります。

Iの概要というところの下にあるボックスの中の事業概要を見ていただきますと、これは開発事業者から引き継いだ稼働後のシステム、サーバーとかパソコンとかネットワークの運用管理業務、あるいはユーザーからの問い合わせに対応するヘルプデスク業務ということになっておりまして、実施期間は平成29年7月から32年、来年の3月いっぱいまでということであります。

契約の金額ですけれども、若干変更はされておりますが、全部で大体2億強ということでありまして、入札の状況であります。これは6者が入札して予定価内が5者であったということであります。

下のほうをごらんいただきますと、評価のところですが、我々の評価としては終了プロセスに移行することが適当であると判断したいと考えております。

次のページをめくっていただきたいと思います。まず、2ページから3ページにかけて、サービスの質の評価ということで、これはOA関係の評価に則っているわけですが、いずれもちゃんと満たされているということであります。

それから、1ページめくっていただきまして4ページには、こういうことを可能にした背景の一つとして、民間からの改善提案ということも書いております。

それから、4ページの下から実施経費ですけれども、4ページから5ページ目にかけてごらんいただきますと、従来経費に比べて10.2%減少したということでありまして、質も担保されておる上に価格も下がっているということであります。

評価のまとめということで、5ページの下の方からありますけれども、質は担保されているし、民間からの改善提案によってそれが向上している。それから、6ページの上に行っていただきますと、経費の削減効果があったということで、(6)のところにありますけれども、今回1期目ですが、全体的に非常に良好であるということで終了するというところであります。説明は以上であります。

○稲生委員長 ありがとうございます。ただいまご説明いただきました内容について、ご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○尾花委員 質問なのですが、5ページ目の選定の際の課題に対応する改善ということで、落札方式の変更を実施したという記載があるんですが、どのような変更だったのか教えてください。

○事務局 事務局からお答え申し上げます。導入前につきましては、最低価格方式の一般競争入札であるとか、あるいは事前公募などを行っていたのですが、市場化テスト導入に当たって総合評価落札方式に変更したということでございます。

○尾花委員 ありがとうございます。

○稲生委員長 よろしゅうございますでしょうか。1期目ということですが、競争がちゃんと起こったということ、それから、公共サービスの質の面でも担保されている、それから、経費面でも10%節減がなされているということで、特に問題はなかろうと思います。

それでは、評価（案）につきましては、監理委員会として異存はないということにしたいと存じます。ありがとうございます。

それでは、議事次第3の「標準委託仕様書等を活用した東京都日野市の参考事例」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○小原参事官 標準委託仕様書等につきましては、昨年の3月に3点、地方公共団体の窓口業務における適正な民間委託に関するガイドライン、市区町村の窓口業務に関する標準委託仕様書、市区町村の窓口業務に関する手順書、この3つを公表いたしました。その作成に当たりまして、応募に基づきモデル自治体に決定しました東京都日野市において、一昨年10月から先行的に標準委託仕様書等を活用した窓口業務の民間委託が試行されました。

日野市における標準委託仕様書等の活用状況として、1つ、偽装請負を防止した適正な委託を行い、また、個人情報保護を徹底するためガイドラインが参照されて、課内研修でも資料として使用されました。

2つ、標準委託仕様書をもとに委託仕様書が効率的に作成されました。特に標準委託仕様書のサービス水準に関する記載を参考に、日野市ではサービス水準が設定されました。

3つ目、ガイドライン及び手順書の業務の切り分け例及び考え方が委託する業務範囲を検討する際に活用されました。

このほかにも、日野市によりますと、待ち時間の短縮、土曜日の取り扱い業務の拡大等の市民サービスの向上、人員配置の適正化、時間外勤務の減少、経費の減額といった業務の効率化が実現しているということでございます。

標準委託仕様書につきましては、全国展開に向けた取り組みを推進していくこととしておりますが、日野市の参考事例も1つの材料といたしまして、引き続き地方公共団体への

働きかけをしてまいります。以上でございます。

○稲生委員長 ただいまご説明いただきました内容につきまして、ご質問あるいはご意見がございましたら頂戴したいと思いますけれども、皆様いかがでしょうか。

○井熊委員長代理 よろしいですか。

○稲生委員長 お願いします。

○井熊委員長代理 この事例を見ると、非常に効果があるんだなということがわかるんですけども、こういう仕様書を作成するときに、民間企業がこれから効率化ですとかサービスの向上のためにシステムなんかを使う自由度というのはどのくらい仕様書の中で許されているのでしょうか。

○小原参事官 標準委託仕様書そのものは非常に柔軟なつくりになっておりまして、当室でつくっております資料の表紙にも、各地方公共団体の実情に応じて適宜内容を修正した上で使用するというように規定しております。特にシステム等について何か制限をかけるようなものもございません。

○井熊委員長代理 ありがとうございます。

○稲生委員長 実は私も事前説明をいただいたときに同じ質問をして、つくり込みは各自自治体ごとに自由に行えるということで、言ってみれば項目がばっと仕様書にあって、中身は実質的には自治体さんのほうで埋めていただくという内容になっているみたいです。

○小原参事官 今、委員長におっしゃっていただきましたが、例えば日野市の資料の4ページでございますけれども、真ん中のところにサービス水準の設定についてという項目がございます。最初の説明のときに、日野市では水準設定で標準委託仕様書を参考にされたということを申し上げましたけれども、ここの記述といたしましては、日野市では標準委託仕様書を参考にさせていただいたんですけれども、ほかの決め方もあるのではないかというコメントがございましたので、ここのところに書かせていただいております。

標準委託仕様書につきましては、まだ自治体で使っていると承知しているのは日野市だけでございますけれども、今後の活用もございまして、ある程度事例が積み重なったところで、また改訂等の検討をしてみたいと思っております。以上です。

○古尾谷委員 よろしいですか。

○稲生委員長 お願いします。

○古尾谷委員 いろいろな許認可関係の書類について、自治体間で差異があまりにも大き過ぎるということで、規制改革会議等でもさまざまな議論がされている。方向性としては参酌事例等を出しながら一定の統一化を図っていく。企業がどこかに、例えば東京以外のところで、鹿児島県で同じような申請をしようとするのと全く様式が違うとか、あるいは市単位でも、同じ県内でも違う、あるいは用紙の大きさもA3とA4で違うとか。

自治体のほうも課題は把握していて、できる限り統一化をしていくというのは当然のことだと思います。ただ、様式等も含めて、条例で定めているものもありまして、条例で定めているものは当然議会にもかけなきゃならないということで、なかなか進まないという

のも実情だと思っています。

今、さまざま分権の問題も出ていて、長野県などは県内を10程度の地域に分けて、それぞれで事務的広域連合をつくって、消防や救急医療とかさまざまなものを統合化していく方向にあります。そういう意味では、そういう圏域単位での統合を目指していくような試みが県なり市町村なりと進んでいくことによって、分権の負の面は、要するに抱え切れない権限も抱えてしまっているという実情もあって、神奈川県などではこの4月から、一旦おろした1,300の権限のうち70ぐらいの権限をまた県に戻すということも、市長からの要望があってやっている実情もあります。

そういう面では、一番の相手方は住民でございますので、住民にとって、例えばおろした権限が使われていないとか、市町村が人がいないのでやれないとか、そういうのは本来はあってはならないことなので、そうした面で私どもも課題意識を持ちながら、分権委員会などのところでも議論がされている状況があります。

日野市さんは市長さんが非常に熱心に行革を進めていらっしゃるし、業務の効率化も進めていらっしゃるのので、先進事例としては大変よろしい。一方、例えば東京都が行っている公会計システム、これも全国に費用は要らないから使ってくださいと言っても、使っているのは1県ぐらいです。汎用性がなかなか、それぞれの県でつくってきたシステムの経緯がありますので、会計システム1つとっても広がりが見せないというのも、その課題をしっかりと検証しながらやらないとならない。

一般的には多くの市で使っていただきたい、それでいい事例が出れば、私ども公共サービスはそういう形で手上げ方式でやってきましたけれども、どうしても力がだんだん衰えている自治体にとっては、やろうにも人もいないし金もないということをしぐ言われてしまう。総務省が進めている中枢都市圏の論議がありますし、地制調の論議もありますので、これから行政が弱体化する地域でどのように住民サービスを充実していくかというのは、やはりその点で単なる合併とかそういう論議以外のところでもしっかりと考えていくべきだという認識は、おそらく全ての自治体は持っていると思います。日野市の参考事例は非常に参考になります。それがなかなか進まないというところも一方で抱えながらやっているということで、ちゃんと受け皿論をしっかり進めないと、できるところしかやらないということになってしまう。そういうことも懸念しておりますので、よろしく願いいたします。

○稲生委員長 貴重なご意見ありがとうございました。確かにおっしゃるとおり、先進的なところと申しますか、できるところだけがこの標準委託仕様を使うということでは広がりも見せることは難しいと思いますので、今、古尾谷委員さんがおっしゃったようなことに配慮しながら、事務局のほうでは今後も検討をお願いしたいと思います。

○稲葉委員 何となく、昨今の窓口業務に関する民間の考え方の変化というのと、ここでやられていることとか、コンパチブルなのかどうかというのはいささか気になっています。

従来は、窓口業務というのは、言ってみればルーティンの塊みたいなもので、それをで

きるだけ少ない人員で効率的にやるか。そのためにシステム化をすとか、そんな方向でいろいろ来たわけですけれども、昨今、民間での窓口で観察されることは、ルーティンの塊というよりは、異例事務といたしますか、滅多に起こらないことがいろんな形で発生すると。それをある程度限られた人員で、多機能化したいわば社員とか従業員で、そのニーズにどうやって応えていくかという観点から、多様なニーズに臨機に 대응えられる、そういう窓口業務のありようというのが追求されているというか。

標準委託仕様書でそういったことがどの程度実現できるかということに関して、若干一面的で、従来からのルーティンの塊みたいなものをどう効率化するかみたいな発想の延長線上にまだなっているのではないかという感じがあります。

1人1人の職員の機能をどうやって高めながら、それは委託するときもそれでいいんですけれども、高めながら、多様なニーズに臨機に 대응えられるという体制をどうつくってもらえるか、そういう形でアウトソースできるか、そういう考え方の変更が必要なんじゃないかなと。

○稲生委員長 ありがとうございます。今のご意見は大変貴重だと思います。

逆に、稲葉委員は民間企業でも経営に携わっておられると存じますけれども、今おっしゃったようなことを裏から言うと、今回はむしろ標準的な仕事をできるだけ効率的にという、ある意味ではその効率化には成功しているんだけど、おっしゃるように、臨機応変というか、トラブルなりお客様の困ったことに対して非常に能力を高めた社員の方が専門的に対応する、こういう体制にはなっていないと。確かにおっしゃるとおりだと思うんですが、そうすると、逆に民間さんだと、標準的な仕事は例えばAIを使って、ある種自動的にネット上でそういうサービスが提供されていて、コールセンターみたいなところはむしろ個別の問題とかお客様の声とかトラブルの指摘に対して対応していくという、完全にすみ分けができていくという、こういう理解でよろしいんでしょうか。

○稲葉委員 民間の場合ですか。

○稲生委員長 はい。

○稲葉委員 完全に振り分けができていくところには到底行っていないと思います。だけど、そういうふうに区別して、方法論を分けて対応しようとしていることは事実だと思います。

○稲生委員長 なるほど。わかりました。貴重なご意見ありがとうございます。ぜひ事務局では、今回のことは今回のこととしてまた進めていただきまして、新たな、今おっしゃったような民間での動きみたいなものも捉えながら、今後いろいろな考察を高めていただければと思います。

○古尾谷委員 ちょっと1つだけよろしいですか。

○稲生委員長 はい。お願いします。

○古尾谷委員 今おっしゃっていることはよくわかります。それで、私ども日野市の例を何人かの市長さんとはお会いしたので、そういうことについてお聞きしたんですけれども、

例えば昔の町役場、区役所の職員のイメージという、これはもうイメージですからあれですけど、アームカバーをしているいろいろ書類を出して、カウンターで対応するという姿が思い浮かぶと思うんですけども、今はわりと座って、お座りになってください、お話を聞きましょうというタイプで、なるべく住民に身近な行政、市長さんの中には、あそこは行政の最前線だと、市民と直接触れ合うのはまずはあそこだから、そこは単純化はできないんですよという方もいらっしゃいます。

それで、ちょっと雑談で、民間で今、例えばいろいろな飲食店でスマホにいたずらをいろいろやって、企業が全部閉めて研修やるとか、あの大きな原因の一つに、店舗の全てがアルバイト店員で正社員が誰もいない状態の中でやられている。委託化の非常に困難な点は、クレーマーやインシデントに対して、どう的確に行政として公として対応できるのかということは、仮に雇ったからそれは非常勤の公務員ですよというだけでは、なかなか徹底しないんです。その意味では、そういう仕事も、じゃ、これは公共の仕事ではないんですよと意識する市長さんもいらっしゃるんです。窓口の単純業務は市の仕事じゃないんだという意識をする方もいる。これはまさに公共の最前線の仕事なんだという人もいる。その中で公共的要素、それから質を確保して、ある意味ではそういう中で市民サービスに非常にきちっと対応できる、インシデントにも対応できる、あるいはクレーマーに対してもきちっと言えるような方を逆に配置しておくことも必要なんだという方もいらっしゃいました。

職員の負担の軽減が丸投げになってはいけないんだという市長さんが多いということですよ。行政の職員はやはり経験によって積み上げられてきて、その業務はほかの業務にもかかわっている業務なんです。その業務だけ単独で独立しているわけではないので、そこら辺をある程度熟知した経験のある職員がいないと、やはり行政の枠内でやっていくということについて、もしそのままずっとやっていくということであれば、そうした責任は行政側にきちっとあるべきであるというのがほとんどです。私は五、六人しか会っていませんけれども、市長さんは、窓口は今、非常に外国人の方もたくさんいらっしゃるし、まさに市が今どうなっているかが見える場なので、そういう場に職員が入ってなくなると、市の行政が、全体が市民と離れたものになりかねないから、そここのところには職員はやはり配置しておくべきだということをおっしゃっている方はいます。

もちろん、簡素化については賛成していますし、それはそのとおりだと思うけれどもということで、そういうことをおっしゃっているというのは、それも正論だと思いますので、また今後進めていくに当たっては、そういうことも含めて検討していくんだと思います。

○稲生委員長 貴重なご意見ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。お願いします。

○関野委員 ちょっとわからないのでお聞きしたいんですけども、この中身はよくわかるんですが、標準委託仕様書をつくってルーティン化をして、どこの市でも使いやすいようにしたということでしょうけど、最初のところに、偽装請負を防止した適正な委託を行

って、全職員の意識改革のために活用したということが1ページ目の2段目に書いてありますけれども、こういう窓口業務での偽装請負って、例えばどんなことをイメージしているのでしょうか。

○稲生委員長 これは事務局から回答をお願いしますでしょうか。

○事務局 事務局から回答させていただきます。いわゆる偽装請負というところですが、要は、市役所の窓口なのに外部の者の活力を活用する方法として、大きく2つあると思います。労働者派遣で人を派遣してもらって、その人に業務をお願いする、または委託業者に入ってもらってお願いするというところですが、委託の場合には、委託業者が自己の業務として責任を持って業務を行わなければいけないところ、職員が例えば委託事業者の個々の従業員のほうに具体の指示をしてしまう。それは委託事業者への指示ではなくて、直接個人に対して指揮命令をしている、そういったことになる、たとえ契約方法は委託だとしても、中身としては労働者派遣のほうに該当してしまう。つまり、これがいわゆる偽装請負というところで、形式と実態が異なるというところが偽装請負という問題になっておりまして、そちらのほうを行わないようにということでガイドラインにも記載しているところになります。以上になります。

○関野委員 わかりました。派遣さんと間違えてたと、一言で言えばそういうことかと。過去の例で、市民のほうからそういう訴えとかトラブルということがあったのでしょうか。例えば日野市で。そういうことはないんですか。あくまでも理論上おそれているだけですか。

○事務局 日野市ではなかったのですが、他市の事例でそういった指摘を受けたところもございました。どこまでやれば、どこまですみ分ければ、執務スペースが一緒ではだめなのかとか、具体的な指示についてはどこまでしていいのか、どういうことに気をつけないといけないのかということがわからないというご要望があったので、ガイドライン上でそういったことを手当てするために、偽装請負にならないようにというよりは、適正な請負契約とするためにどのようなことに気をつけましょうということを記載していると。それを受けて日野市さんのほうでそういった当室が出したガイドラインに従ってやっていただいたというところになります。

○関野委員 わかりました。普通、偽装請負というと、労基署から指摘されるとか、または税務署から指摘される、どちらの職員だみたいなことかと思ったんですけど、そうではなくて。

○稲生委員長 前者の事例。

○関野委員 労基署から言われたことあるの？

○事務局 労基署から、日野市ではなくて他市で。

○関野委員 わかりました。ありがとうございました。

○稲生委員長 労基署からの指摘もあって、どういう部分を委託するというのを、この標準例でも後ろのほうにフロー図があると思うんですけれども、明確にこの事業を行って

ただくということで契約の前に明示をしていくということです。それで適正な委託契約になるようにという工夫をしている中で、効率化という観点も織り込んでもう一度フローを見直していこうという。言ってみれば、適正な行為にすることだけではなくて、この中に効率的に、じゃ、この部分は無駄だから見直していこうじゃないかということもあわせてこの標準委託仕様書みたいな考え方に高まっていったという、こんな経緯がございます。ほかにいかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、「標準委託仕様書等を活用した東京都日野市の参考事例」については了承することといたします。事務局におきましては、今、種々議論いただきましたので、この点を踏まえましてホームページ等で公表をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、議事次第4の「実施要項指針と実施要項標準例、終了プロセス及び新プロセス運用指針の改正報告」につきまして、ご審議をお願いしたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○小原参事官 まず、入札監理小委員会における議論を踏まえた官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針改正案と実施要項の標準例改定案を説明いたします。

実施要項の指針は、実施要項の策定や審議に当たってのガイドラインとして、実施要項の中で規定すべき事項、留意点を示したものでございます。

実施要項標準例は、実施要項指針の別紙として、実施要綱案の作成、審議において活用され、一連のプロセスの合理化、効率化にも資するように、実施要項に記載が必要な事項について取りまとめたものでございます。

この実施要項の指針、実施要項の標準例はいずれも公表されているものでございます。

本日は、誤字、脱字等の単純ミスの訂正、それから時点修正等、そういった簡易なものを除いた内容のある箇所について説明をまいります。

資料3-1-1、実施要項指針の2ページのマーカーの部分をごらんください。事業を包括化したところ、一者応札となった事例があったことから、競争性が確保されるように留意すべき旨を記述したものでございます。

続きまして、5ページのマーカー部分をごらんください。これは、入札に当たり必須の資格とそうでないものを明確に分けてわかりやすくするための記述とするものでございます。

続いて、6ページのマーカー部分をごらんください。これは入札説明会、業務説明会への参加を希望する者が、参加するかどうかを検討するための時間に配慮するための記述でございます。

続きまして、実施要項の標準例でございますけれども、実施要項の標準例には、施設の管理・運営、試験実施、統計調査、OA関係の4つがございます。本日はこれらに共通する改定でございますので、施設の管理・運營業務の標準例を用いて説明させていただきます。

資料の3-2-1、実施要項標準例の43ページのマーカーの部分をごらんください。これは事業者の便宜のために、ホームページのリンク先を明示すべき旨を明示するものでございます。

続きまして、48ページから49ページにかけてのマーカー部分でございますが、これは複数年度の事業についての評価結果を基本方針の閣議決定、それから次期事業の十分な実施要項審議に反映させることができるようにするため、実施状況の提出時期、評価の時期を検討すべき旨の記述でございます。以上でございます。

○足達参事官 それでは、引き続きまして資料4、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針についてご説明いたします。すいません、印刷のときにページ数を打ち出す設定を落としまして、ページ数が落ちていてすいません。

変更点が少ないので、ここは新旧対照ではなく、変更点を赤字修正とさせていただいております。順にご説明させていただきます。

最初のページ、終了プロセスの終了基準というところが赤くなっておりますが、これは「市場化テスト終了プロセス」という形で、前に「市場化テスト」が乗っておりましたが、くどいので省略して、終了プロセス、終了基準とさせていただいております。

1枚目の下の米印のところ、「実施経費の評価は」というところから次の17ページまで文章が続いてございますが、これは昨年6月の本監理委員会でご了承いただいた文章をそのまま指針に書き加えさせていただいております。市場化テストは随分長くやっておりますので、経費の比較においては、受託者のコスト削減の努力を正確に把握するために、外的要因の控除など必要な措置をしっかりと行うことを改めて各府省に徹底していただくため、公表する資料でございますこの指針の中にその旨を記載させていただきました。

1枚目の裏でございますが、下のほうに、表に基づく入札の対象外とされた事業一覧という形で、ちょっとわかりやすい参考資料名に変えさせていただいております。

ページとしては4ページになるわけでございますが、2枚目の紙の裏側でございます。ここは次の議題とも若干関係するわけでございますが、終了プロセスの進め方について記載しているところでございます、⑧に赤字がございます。⑧の部分は、新プロセスの事業評価に関する記述を書いているものでございます。

新プロセス事業は、良好な実施結果を得て同プロセスに移行したものでございますので、原則、事業評価の本監理委員会での審議を省略するという形にさせていただいておりますが、省略しないで審議を行う場合といたしまして、「ただし、実施府省等から市場化テスト終了の意向が示された場合、次期事業実施の在り方について見直しが生じるような事象が生じた場合」のほか、今回赤字で、「実施状況が思わしくない場合」を追加してございます。これは、今回決めたことではなくて、その下の⑨に米印が書いてございまして、次のページに2番目の米印、3番目の米印とございます。⑨で事業評価をしたときの出口として3通り書いてございまして、その3つ目の米印、実施状況が思わしくないものについては、現執行プロセスに戻すという出口がもともと記載されてございましたので、当然その

出口があるということで事業評価の対象として、実施状況が思わしくない場合については評価を行うということを確認的に付しているものでございます。

また、米印の3つ目のところに、「上記※に該当しないもの」と赤字で書いてございますが、これも確認的なものでございまして、事業評価を行った場合については、左下のページの米印の1つ目、まず市場化テストを終了する、右のページの2番目の米印、新プロセスとして事業を継続する、そして最後の米印といたしまして、実施状況が思わしくないものについては、当然現行プロセスに戻すわけでございますが、その上の米印にあります新プロセスとして継続することがご承認いただけなかったものについては、当然現行プロセスという形で受けるしかないわけでございますが、これについて改めて明示的に示させていただいたものでございます。

以上、これはどちらかという確認的でございますが、次の議題でもご説明いたしますが、新プロセスについては、今後かなり厳格に運用していきたいと考えてございますので、それを行うに当たって、行間に書いてあったようなこと、言葉足らずだったことについて明記するという形の修正をしたいと考えているものでございます。以上でございます。

○稲生委員長 ありがとうございます。ただいま説明いただきました内容について、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言お願いいたします。

実施要項に関する指針についての見直し、それから標準例については非常に細かい内容であろうと思います。

それから、最後の新プロセスの運用に関する指針、資料4に関しては、ちょっとなかなかびんどこないところかと思えます。というのは、最近、新しく新プロセスに移行するというのが事実上なくなっていることがございまして、おそらく皆さんあまり認識なさっていないかもしれません。というのが、今我々は、先ほどの評価案でもありましたけれども、パフォーマンスがいいとか、競争が起これば通常どおり終了プロセスに移すように審議いただいておりますし、また、思わしくはないんだけれども、もうこれ以上改善が見込めないといった場合には、実施府省のいろんな努力をきちんと見きわめた上で、終了ではないけれども、いわゆる退学のプロセスというのを設けています。実施府省に任せて、我々がしばらくある種関与しないというような、いわゆる新プロセスといったようなものなじみがなくなっているということになっています。

ただ、そうはいつでも、新プロセスに移行したからといって、我々は関与しないということではなくて、先ほどご質問にもありましたけれども、実施状況が思わしくないような場合には、当然のことながらもう一回この監理委員会の場にある種引き戻して、我々のほうで内容をチェックしていくということでございますので、それを再確認いただきたいということが主な理由になろうかと思えます。

ただ、それが文言上、必ずしもいろいろ明確にされていないところもあったものですから、今回、微修正ではございますけれども、赤字でいろいろと加筆修正をいただいているところかと考えてございます。

よろしゅうございますでしょうか。大きな実質的な中身の変更ということではございませんので、ご理解をいただければと思います。

それでは、ご意見特にないということでございますので、事務局におきましては、ただいまご議論、特にはございませんでしたけれども、引き続きお進めいただきたいと思えます。

続きまして、議題5でございますけれども、議題5に関しては非公開での審議となりますので、傍聴の方がいらっしゃいましたらご退席をお願いしたいと存じます。

(中略)

以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。これで本日の監理委員会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

— 了 —